

# 男女共同参画推進基本計画

計画期間：平成29年度から平成33年度までの5カ年

## 男女共同参画

社会基本法(平成11年法律第78号)は、

男女共同参画社会について、「男女が、社会の対等な構成

員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に

参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及

び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」と定義し、

その実現を「21世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆ

る分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていく

ことが重要である」としている。本学は、「男女が互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち

合い、性別にかかわりなくその個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会」

の実現のために大学が担うべき役割と責任の大きさを自覚し、平成19年3月26日「国立大学

法人熊本大学男女共同参画推進基本計画」を策定し、計画期間とした平成28年3月までの10

年間、男女共同参画推進に係る様々な施策を打ち出し、取り組んできた。このたび、当該

計画期間の終了を機に、この10年間の取組を踏まえ、国や社会における男女共同参画に係

る課題の変化に対応するため、改めて新しい「国立大学法人熊本大学男女共同参画推進

基本計画」を策定する。本計画は、本学における男女共同参画推進の目標、方針、推進

体制等について基本的事項を定めたものであり、今後、大学及び各部局はこ

の基本計画に基づき、全学一体となって具体的な取組を計画的に推進して

いくことになる。本学は、その理念・目的・目標を踏まえ、男女

共同参画社会の実現に寄与する次頁に掲げる目標を推進

することにより、ダイバーシティ(多様性の

尊重)の実現を図る。

料理する：

人生を美味しく

少々欲張りでも

いいじゃない

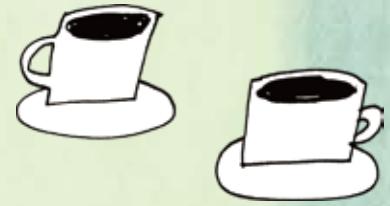
選択肢は無限です

頑張るあなたを

熊本大学は

これからも応援します





**目標  
1**

**男女共同参画社会の実現に貢献する教育内容を充実させ、  
男女がともに学び合うことを可能とする就学環境を整備する。**

**[基本方針(1)] 男女共同参画の推進に関する教育の充実**

- ① ジェンダー教育科目等、男女共同参画・キャリア形成に関する教育の充実と支援
- ② 学生を対象とした啓発活動の定期化

**[基本方針(2)] 教育の機会均等**

- ① 学部や専門分野による男女のかたよりを是正する取組の推進
- ② 女性大学院生数の増加

**[基本方針(3)] 就学環境の整備**

- ① 男女ともに学びやすくするための就学環境の改善
- ② 就学と家庭生活との両立支援

**目標  
2**

**男女がともに個性と創造性のある研究を推進するための研究環境を整備する。**

**[基本方針(1)] 男女共同参画に関する研究の充実**

- ① ジェンダー研究等、男女共同参画に関する研究の充実と支援

**[基本方針(2)] 研究活動への機会均等**

- ① 研究分野による男女のかたよりを是正する取組の推進
- ② 女性研究者および若手研究者の国際的な活躍の支援
- ③ 部局横断的な女性研究者のネットワーク作りの支援

**[基本方針(3)] 研究環境の整備**

- ① 女性研究者が働き続けやすい研究環境の整備
- ② 男女がともに研究力を向上させることができる研究環境の改善
- ③ 研究と家庭生活との両立支援

**目標  
3**

**男女共同参画社会実現の原動力となる人材を育成し、  
地域及び国際社会への貢献活動を推進する。**

**[基本方針(1)] 男女共同参画に関して地域及び国際社会へ貢献する人材育成と活動の展開**

- ① 国際社会や国・地域の諸団体、産業界等と連携した男女共同参画に関する取組の推進
- ② 男女共同参画、次世代育成、福祉等の分野で活躍する教職員や学生の活動支援
- ③ 国や自治体等が進める男女共同参画や次世代育成支援等への貢献
- ④ 地域や産業界と連携した女性研究者や女性起業家の育成

**[基本方針(2)] 男女共同参画の視点に立った防災・復興体制の確立**

- ① 男女共同参画の視点に立った防災・復興に関する啓発活動の推進
- ② 男女共同参画の視点に立った防災・復興に関する研究の推進
- ③ 防災・復興に関わる委員会やプロジェクト等への女性研究者の参画促進



目標  
**4**

## 次世代育成支援と女性の活躍推進を可能とする職場環境を醸成する。

### 基本方針(1) 組織の意思決定過程への女性の参画の拡大

- ①大学及び各部局において設定した女性管理職及び女性教員比率の数値目標達成に向けた取組の拡充
- ②管理職の意識改革や女性リーダーの育成、上位職登用等の推進
- ③採用、昇任の機会均等、積極的改善措置の導入等、優秀な女性の応募増加を図るための取組の推進

### 基本方針(2) 労働慣行等の変革と意識改革による女性の活躍の推進

- ①学内の様々な取り扱いが男女を問わず中立的な運用がなされているかの検証と問題がある場合の改善措置
- ②男女のかたよりがある就労分野における問題分析と積極的改善措置
- ③本学で活躍している女性研究者、女性管理職、卒業生等の女性ロールモデルの紹介とメンター制度の拡充
- ④育児や介護から復帰する人材の活用促進と支援
- ⑤女性人材の情報バンク化と就職支援サービスの提供

### 基本方針(3) ワーク・ライフ・バランスの観点に立つ環境の整備

(次世代育成支援対策推進法(次世代法)・女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)等に基づく取組の推進)

- ①次世代法や女性活躍推進法による認定を得るため数値目標達成への支援の充実
- ②ワーク・ライフ・バランス、次世代育成支援、女性の活躍推進等に関する啓発活動の推進
- ③学内保育施設の拡充並びにNPO、医学部附属病院等との連携による総合的な保育システムの構築
- ④育児・介護支援のための柔軟な勤務・就学体制作りと学内施設・設備の整備
- ⑤出産、育児、介護が不利となる雇用制度の整備並びに労働慣行の見直しと改善
- ⑥男女を問わない育児休業、介護休業や年次有給休暇その他利用可能な休暇の取得促進
- ⑦部局ごとに積極的な改善策の策定と活動の促進

### 基本方針(4) ジェンダーの視点による学内の調査・分析、統計及び情報の提供

- ①男女共同参画の推進に関する定期的な実態調査の実施及び学生、教職員への積極的な情報提供
- ②男女共同参画に関する事項についての統計処理と公表
- ③男女共同参画の推進に関する優れた取組の紹介と表彰

### 基本方針(5) 苦情申し立て・救済システムの改善

- ①男女共同参画、育児・介護を含むダイバーシティに関する相談窓口の設置及びその周知とダイバーシティ実現に向けた活動の促進
- ②セクシュアル・ハラスメント防止委員会等との連携による人権に関する各種ハラスメント等の相談等への対応
- ③男女共同参画を含むダイバーシティに関わる事項の相談者救済システムの検討

## 推進体制

本学においては、男女共同参画推進のために、学長の下、次のような体制を構築している。

### (1) 男女共同参画推進委員会

男女共同参画推進のための方針策定、課題の把握と施策等を行う。学長が指名する複数の理事又は副学長、部局等から選出された教員、総務担当部長、看護部長、学外有識者等で構成する。

### (2) 男女共同参画推進室

男女共同参画推進委員会で決定された施策の推進、その他男女共同参画事業の推進に関し、調査研究、情報収集、広報啓発、地域との連携等必要な業務を行う。学長が指名する理事又は副学長を室長とし、男女共同参画コーディネーター、事務部の関連課長及び関連部門からの代表者等で構成する。

### (3) 男女共同参画コーディネーター

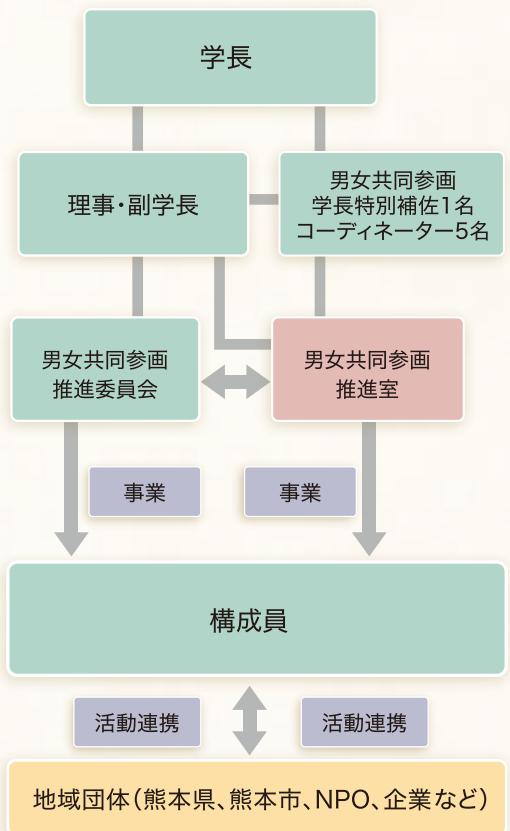
男女共同参画事業に係る指導助言及び連絡調整等の業務を行う。

理事又は副学長が指名する。

この体制については、今後、国や社会における男女共同参画推進への取組の変化に対応できるように隨時検証し、必要な見直しを行うものとする。

### 男女共同参画推進の達成度の評価と対応

男女共同参画推進についての達成度を毎年確認するため、報告・評価の場を設ける。評価の結果により、男女共同参画をさらに推進するための調査や施策の検討等が必要な場合は、男女共同参画推進委員会に専門委員会やワーキンググループ等を設置して対応するものとする。



## 計画期間

### 「第2期国立大学法人熊本大学男女共同参画推進基本計画」の策定

「第1期国立大学法人熊本大学男女共同参画推進基本計画」は、平成19年度から平成28年度までの10ヵ年を計画期間として策定した。男女共同参画推進については、国の女性活躍推進の政策等から、近年様々な施策が打ち出されており、第1期の期間と比べ、男女共同参画に係る社会の動向も変化が大きくなっている。そのような、社会の変化に合わせて計画を順次更新していく必要があることから、平成29年度から平成33年度までの5ヵ年を「第2期」の計画期間としてこの基本計画を策定するものである。

- 大学及び各部局は、平成29年度から平成33年度までの第2期基本計画期間の目標及び年度ごとの計画を設定する。
- 大学及び各部局は、計画の達成度をその年度ごとに評価し公表する。
- 第2期基本計画の策定後3年目の平成31年度には目標の達成度について中間評価を行う。

国立大学法人 熊本大学  
男女共同参画推進室

〒860-8555

熊本県熊本市中央区黒髪2丁目39番1号

TEL&FAX : 096-342-3281

e-mail:gender@jimu.kumamoto-u.ac.jp

http://gender.kumamoto-u.ac.jp